

変更内容について<2022年6月1日～>

約款種別	箇所	現行約款（2022年6月1日～）	旧約款
<p>【個人のお客さま向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス約款（ガス料金との合算支払用） ・基本サービス約款（クレジットカード払・口座払用） <p>【賃貸オーナーさま向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス約款 	<p>第6条（対象機器）</p>	<p>第6条（対象機器）</p> <p>基本サービスの対象機器は、基本契約にご契約中のお客さまが、基本サービスのお申込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターで使用、かつ所有しており、次の①～③に定める条件をすべて満たす都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器のみを対象とします。ただし、非安全型機器（安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストーブ、CF式ふろがま、又はCF式湯沸器をいいます）、当社が部品を入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、ガス住棟セントラル暖冷房給湯システム、ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（GHP）、業務用機器及び食器洗浄機等の一部機器は対象外とします。</p> <p>①国内メーカー製造の機器であること ②日本ガス機器検査協会（JIA）の認証がある燃焼機器又はこれに付随する温水端末機器であること ③基本サービス開始日時点で、不具合・故障が無い機器であること</p>	<p>第6条（対象機器）</p> <p>基本サービスの対象機器は、基本契約にご契約中のお客さまが、基本サービスのお申込み時に指定したお客さま番号によって特定されるガスメーターで使用、かつ所有しており、次の①～③に定める条件をすべて満たす都市ガス用家庭向けガス機器及び温水端末機器のみを対象とします。ただし、非安全型機器（安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストーブ、CF式ふろがま、又はCF式湯沸器をいいます）、当社が部品を入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、ガス住棟セントラル暖冷房給湯システム、ハイブリッド給湯暖房システム（当社指定のハイブリッド給湯器を除く）、ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（GHP）、業務用機器及び食器洗浄機等の一部機器は対象外とします。</p> <p>①国内メーカー製造の機器であること ②日本ガス機器検査協会（JIA）の認証がある燃焼機器又はこれに付随する温水端末機器であること ③基本サービス開始日時点で、不具合・故障が無い機器であること</p>
<p>【個人のお客さま向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス約款（ガス料金との合算支払用） ・基本サービス約款（クレジットカード払・口座払用） ・電気エアコンオプション約款 <p>【賃貸オーナーさま向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス約款 ・電気エアコンオプション約款 	<p>第7条（修理保証） 4項</p>	<p>4 次の①～⑧の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。</p> <p>①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障 ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象機器を改造して生じた故障 ③犯罪行為、法令違反、戦争（武力行使等を含む）、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障 ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた故障 ⑤サイバー攻撃により生じた故障 ⑥対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等 ⑦施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障 ⑧当社又は当社委託取引先企業以外が①～⑦の修理を行い、その修理に起因して生じた故障</p>	<p>4 次の①～⑥の故障に対する修理はすべて有償となり、当社は修理費を負担しません。</p> <p>①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障 ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象機器を改造して生じた故障 ③対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等 ④犯罪行為、法令違反、戦争（武力行使等を含む）、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障 ⑤施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障 ⑥当社又は当社委託取引先企業以外が①～⑤の修理を行い、その修理に起因して生じた故障</p>
<p>【個人のお客さま向け】</p> <p>【賃貸オーナーさま向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水まわりオプション約款 ・電気設備オプション約款 	<p>第7条（修理サポートサービス） 4項</p>	<p>4 次の①～⑧の故障に対しては、修理サポートサービスを提供いたしません。</p> <p>①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障 ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象機器を改造して生じた故障 ③犯罪行為、法令違反、戦争（武力行使等を含む）、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障 ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた故障 ⑤サイバー攻撃により生じた故障 ⑥対象機器の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等 ⑦施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障 ⑧当社、運営会社又はこれらの委託取引先企業以外が①～⑦の修理を行い、その修理に起因して生じた故障</p>	<p>4 次の①～⑥の故障に対しては、修理サポートサービスを提供いたしません。</p> <p>①お客さま又は第三者の故意、過失又は不当な取扱いにより生じた故障 ②お客さまが当社又は製造事業者の承認を得ずに対象部位を改造して生じた故障 ③対象部位の故障により他の財物に生じた故障又は損傷等 ④犯罪行為、法令違反、戦争（武力行使等を含む）、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障 ⑤施工上の問題に起因して生じた故障や通常作業が不可能な高所、狭所等に設置されている機器の故障 ⑥当社、運営会社又はこれらの委託取引先企業以外が①～⑤の修理を行い、その修理に起因して生じた故障</p>
<p>【個人のお客さま向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス約款（ガス料金との合算支払用） ・基本サービス約款（クレジットカード払・口座払用） <p>【賃貸オーナーさま向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス約款 	<p>第13条（クーリングオフ）</p>	<p>削除（クーリングオフは申込書に掲載）</p>	<p>1 お客さまが訪問販売又は電話勧誘販売でお申込みされた場合、お申込み内容を記載した書面を受け取った日からその日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回又は契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができるものとします。</p> <p>2 お申込みの撤回等は、書面を発信した時に効力が生じますので、必ず郵便（できれば簡易書留）により上記の期間内（8日以内の消印有効）に、お客さまの氏名、住所、取扱担当店名、日付、お申し出印（お客さまの印）、お申込みの撤回等をする旨記載し、当社へお送りください。お電話での受付はできませんのでご注意ください。</p> <p>3 本条に基づくお申込みの撤回等の場合、お客さまは損害賠償又は違約金の負担はないものとします。また、料金をお支払い済みの場合は、当社は速やかにその全額を返還するものとします。</p> <p>4 第1項に定める期間を経過した場合、お申込みの撤回等としての取扱いはできません。</p>